

販売原票取扱要領

卸売業者は、販売原票の取扱いについては、規則第34条および第39条第2項の規定のほか、この要領によるものとする。

1 原票の管理

卸売業者は、原票に関する責任者を配置し、厳正な管理をしなければならない。

2 原票の確認

市長は、提出された原票について次の各号に関する確認を行うものとする。

- (1) 記載の状況
- (2) 同一等級の物品の単価が著しく相違しているもの

3 原票の訂正

卸売業者は、原票の記載事項を訂正する場合は、せり人または記帳者が訂正し、販売原票訂正届出書および根拠となる書類等と共に開設者に提出して検印を受けるものとする。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。